



武蔵村山市生産緑地地区の区域の規模に関する条件を定める条例を公布する。

平成29年10月2日

武蔵村山市長

藤野勝

武蔵村山市条例第25号

武蔵村山市生産緑地地区の区域の規模に関する条件を定める
条例

(趣旨)

第1条 この条例は、生産緑地法（昭和49年法律第68号）第3条第2項の規定に基づき、生産緑地地区として定めることができる区域の規模に関する条件を定めるものとする。

(区域の規模に関する条件)

第2条 生産緑地法第3条第2項の規定により条例で定める区域の規模に関する条件は、300平方メートル以上の規模の区域であることとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

生産緑地

～面積要件を300㎡以上に緩和～

生産緑地法の一部が改正され、従来500㎡以上とされていた生産緑地地区の面積要件を市の条例で緩和できるようになりました。



一団で300㎡以上の農地等を対象として、
生産緑地地区の追加指定の申請を受け付けます。

◆ 臨時追加指定受付

- 受付対象 概ね300㎡以上500㎡未満の一団の農地等
- 受付期間 平成29年10月6日(金)～10月20日(金)
(土・日曜日、祝日を除く)
- 受付場所 武蔵村山市役所都市整備部都市計画課

◆ 生産緑地地区とは

市街化区域内において緑地機能及び多目的保留地機能の優れた農地等を計画的に保全し、良好な都市環境の形成に資することを目的とした地区です。



◆ 生産緑地地区の決定（指定）要件

次の要件に該当する一団の農地等は、生産緑地地区として決定（指定）することができます。

- 公害又は災害の防止、農林業と調和した都市環境の保全等良好な生活環境の確保に相当の効用があり、かつ、公共施設等の敷地の用に供する土地として適しているものであること。
- 300㎡以上の規模の区域であること。
- 用排水その他の状況を勘案して農林業の継続が可能な条件を備えていると認められるものであること。

◆ 生産緑地地区として決定（指定）されると

- 農地等としての土地利用が都市計画上に位置付けられます。
- 農地等として管理することが義務付けられ、原則、農地等以外の土地利用（建築物等の新築・増改築や宅地造成等）ができなくなります。
※ 農地等以外の土地利用をするためには、生産緑地地区を解除（買取り申出）する必要があります。
- 農業委員会が生産緑地の管理に必要な助言、土地の交換のあっせん等の援助を行います。
- 固定資産税及び都市計画税が一般農地としての評価及び課税となります。

◆ 生産緑地地区を解除（買取り申出）するには

次のいずれかの要件に該当する場合のみ、生産緑地地区を解除（買取り申出）することができます。

なお、解除（買取り申出）についての詳細は、下記問合せ先までお問合せください。

- 生産緑地地区の決定（告示）から30年を経過した場合
- 農業の主たる従事者が死亡した場合
- 農業の主たる従事者が農業に従事することを不可能にさせる故障を有するに至った場合
※ 市が定めた故障の認定基準に該当する場合

◆ 買取り申出をしたら

- 買取り申出後、1か月以内に市から買取りの有無について通知します。
- 買取り申出日から起算して3か月以内に所有権の移転が行われなかったときは、建築物等の新築・増改築や宅地造成等の行為制限が解除され、農地等以外の土地利用が可能となります。

問合せ先 武蔵村山市役所都市整備部都市計画課計画グループ
042-565-1111（内線272）